

1. 最近の水道行政の動向について

(1) 地方分権について

平成 21 年 12 月 15 日に「地方分権改革推進計画」、平成 22 年 6 月 22 日に「地域主権戦略大綱」が閣議決定されている。

地方分権改革推進計画では、

- 地方公共団体による事業認可（水道法第 6 条、第 26 条）に係る申請事務の簡素化
- 地方公共団体が事業の変更を行う場合における厚生労働大臣の認可を要しない軽微な変更（水道法第 10 条、第 30 条）の範囲拡大とされた。

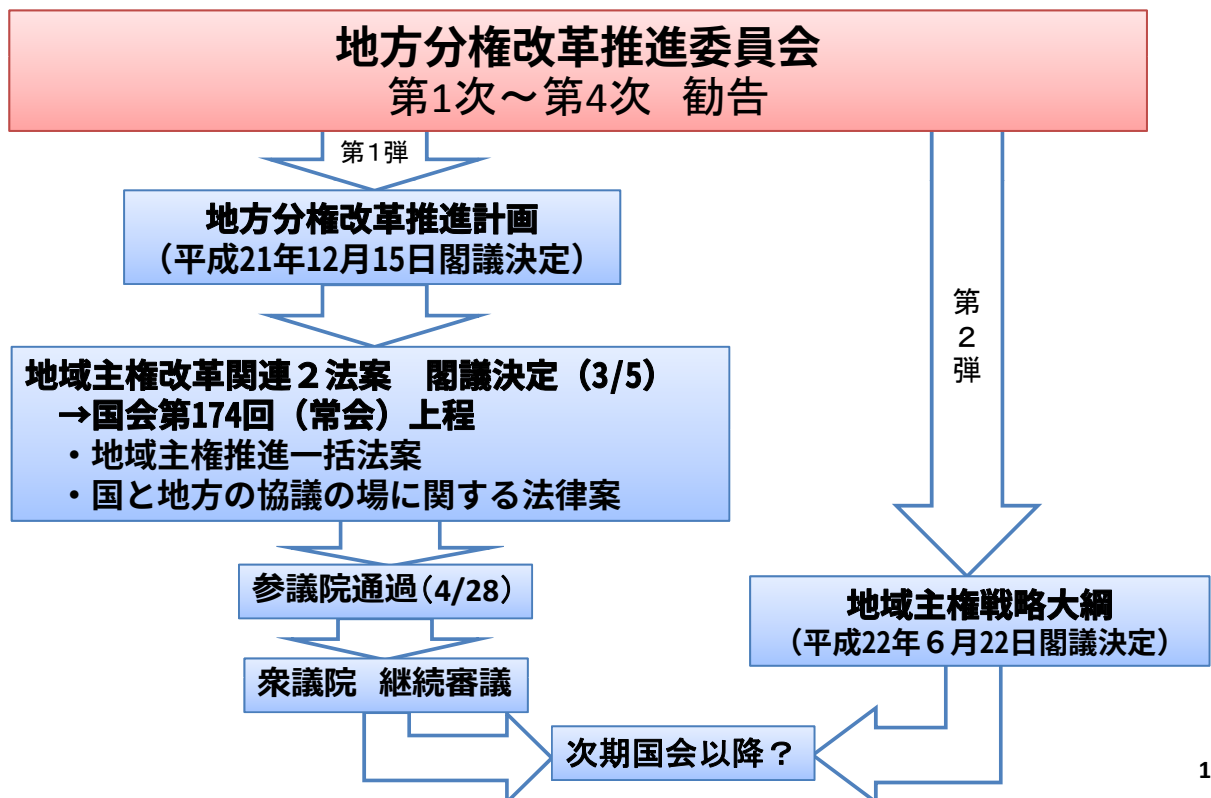
また、地域主権戦略大綱では、

- ひも付き補助金の一括交付金化
- 布設工事監督者の設置基準を条例に委任
- 技術管理者の資格基準を条例に委任
- 簡易専用水道に係る権限をすべての市に移譲
- 専用水道に係る権限をすべての市に移譲することについて対応策を検討とされた。

これらを受けて、本年 3 月には、変更前の浄水処理工程に粉末活性炭処理設備又は粒状活性炭処理設備を追加する場合には事業変更認可を受けることを求めず、軽微な変更として届出事項とするよう省令を改正したところである。

また、軽微な変更の該当する要件である、給水人口や給水量の増加の基準である 1 %を 10%に拡大すること等を検討しており、他にも上記に伴う所要の改正を行うこととしている。これらの改正がなされた際には、円滑な施行に協力をお願いする。

委員会勧告と閣議決定の関係について



1

委員会勧告と閣議決定の関係について

○ 第1次勧告

都道府県が行っている専用水道・簡易専用水道に係る事務を市に委譲

○ 第2次勧告

認可制度について、料金変更の届出廃止、給水開始前の届出廃止など多数

○ 第3次勧告(地方要望のあったもの及び第2次勧告のうち重要とされたもの)

- ・水道技術管理者の資格基準を条例に委任
- ・水道布設工事監督者の配置基準を条例に委任
- ・水道事業の認可制度を事前届出に見直し

など

○ 第4次勧告

- ・国庫補助負担金の一括交付金化

2

地方分権改革推進計画について

地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）

- 地方公共団体による事業認可（水道法第6条、第26条）に係る申請事務の簡素化を図る。
- 地方公共団体が事業の変更を行う場合における厚生労働大臣の認可を要しない軽微な変更（水道法第10条、第30条）の範囲を大幅に拡大する。

3

地域主権戦略大綱について①

地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）

○ひも付き補助金の一括交付金化

○義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の具体的措置（第2次見直し）

- **水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者の配置に関する基準**（12条1項）及び監督業務を行う技術者の資格に関する基準（同条2項）を、条例（制定主体は水道事業等を営む地方公共団体）に委任する。
条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。
- **水道技術管理者の資格**に関する基準（19条3項）を、条例（制定主体は水道事業等を営む地方公共団体）に委任する。
条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

4

地域主権戦略大綱について②

地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）

○計画等の策定及びその手続の見直し

- 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平6法8）
 - ・都道府県計画の内容のうち、地域水道原水水質保全事業の実施に際し配慮すべき重要事項に係る規定（5条4項5号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
 - ・都道府県計画の公表に係る規定（5条8項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

○権限移譲

- 簡易専用水道の給水停止命令、報告徴収、立入検査
都道府県知事並びに保健所設置市及び特別区の長が処理している簡易専用水道の給水停止命令並びに簡易専用水道設置者からの報告の徴収及び立入検査（水道法（昭32法177）37条、39条3項）については、すべての市へ移譲する。

（基礎自治体の実態把握を行った上で、移譲に向けた具体的対応策を年内に得られた場合には、権限移譲を行うもの）

- 専用水道の給水開始の届出受理等〔すべての市へ移譲〕

5

対応方針案について①

平成23年度概算要求については、**従前の通り、補助金**として要求したところ

公共事業関係予算（水道施設整備費）

（単位：百万円）

区 分	平成22年度 予 算 額	平成23年度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 増 △ 減 額	対 前 年 度 比 率（％）
水道施設整備費	73,660	62,945	△10,715	85.5
簡易水道	21,188	18,500	△2,689	87.3
上水道	52,435	44,397	△8,038	84.7
補助率差額	0	14	14	皆増
調査費	37	35	△2	93.7

注）：厚生労働省、内閣府（沖縄）、国土交通省（北海道、離島・奄美、水資源機構）計上分の総計

6

対応方針案について②

事業認可申請書類の簡素化(水道法施行規則関係)

- 水道事業者が地方公共団体である場合には、
 - ・水道事業経営を必要とする理由を記載した書類
 - ・水道事業経営に関する意志決定を証する書類の提出を不要とする。

- 水道事業者が地方公共団体で、当該水道事業が他の水道事業を全部譲り受ける場合には、規則第1条の2第1項にかかわらず、
 - ・給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと、給水区域を明らかにする書類等
 - ・水道施設の位置を明らかにする地図を申請書の添付書類とする。

7

対応方針案について③

軽微変更の範囲の拡大(水道法施行規則関係)

- 水道施設の整備を伴わない変更のうち、給水区域の拡張又は給水人口若しくは給水量の増加に係る変更について以下のいずれにも該当しない場合は軽微な変更とする。
 - ✓ 変更後の給水区域が他の水道事業の給水区域と重複するもの
 - ✓ 変更後の給水人口と認可給水人口との差が認可給水人口の $\frac{1}{10}$ を超えるもの(現在は $\frac{1}{100}$)
 - ✓ 変更後の給水量と認可給水量との差が認可給水量の $\frac{1}{10}$ を超えるもの(現在は $\frac{1}{100}$)

- 取水地点の変更については、河川改修に伴う取水地点の変更等、水源水質に大きな変化がないと認められる場合には軽微な変更とする。(対象は表流水の場合を想定。)

8

対応方針案について④

義務付け・枠付けの見直し(水道法関係)

- 水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者の配置に関する基準及び監督業務を行う技術者の資格に関する基準を、条例(制定主体は水道事業等を営む地方公共団体)に委任する。なお、条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。
- 水道技術管理者の資格に関する基準(法19条第3項)を、条例(制定主体は水道事業等を営む地方公共団体)に委任する。なお、条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

9

対応方針案について⑤

権限移譲(水道法関係)

- 都道府県知事並びに保健所設置市及び特別区の長が処理している簡易専用水道の給水停止命令並びに報告の徴収及び立入検査については、すべての市へ移譲する。
- ＜基礎自治体の実態把握を行った上で、移譲に向けた具体的対応策を年内に得られた場合には、権限移譲を行うもの＞
- 都道府県知事並びに保健所設置市及び特別区の長が処理している専用水道の給水開始の届出受理等(水道法(昭32法177)34条1項)について、すべての市へ移譲する。

10